

内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、経営の基本方針に則して、法令と社会倫理を遵守し、会社の業務の適正を確保する内部統制システムの構築に関して、以下の10項目を基本方針とする。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社是並びに経営の基本方針を示す「EMCOM ホールディングスグループ行動規範」の徹底を図るため、経営管理本部にコンプライアンスを担当する部署を設け、全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括する。
- (2) 経営企画本部に全社的な内部統制体制を整備、構築する内部統制チームを設け、業務プロセスの可視化、適正化を推進する。
- (3) 代表取締役社長が直轄する内部監査室は、全社的な内部統制体制及び業務プロセスの適正性を評価のうえ、改善のための提案を行い、それらの結果を定期的に取り締役に報告する。
- (4) 役職員が法令違反やその疑いのある行為等について、直接通報や相談のできる外部ホットライン(社外弁護士)を設置するとともに、「内部通報規程」により通報者を保護する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書管理規程に従い、取締役会議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る文書を定められた期間保存する。
- (2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 内部統制チーム主導により、各種リスクへの対応策を策定し、取締役会に報告する。定期的にこれらリスクの洗い替えを行い、内部監査室は、その対応状況をモニタリングする。
- (2) 代表取締役社長、常勤取締役、常勤監査役、及び執行役員により編成されるグループ営業会議において、グループ各社に横断的に存在するリスクを共有し、その対応策を協議する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会において、各事業部門及び管理部門を管掌する執行役員を選任し、業務執行における責任体制を確立させる。
- (2) 毎週開催されるグループ営業会議において、各事業部の業務進捗状況を共有し、経営目標達成のための方策をグループとして協議検討する。
- (3) 業務執行を円滑かつ効率的に行わせるため、職制、組織、業務分掌、権限等に関する基準を各規程に定める。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、必要に応じて子会社の代表取締役会長を兼任し、当社グループの業務執行全般を統括する。
- (2) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の重要な意思決定は、当社の取締役会が事前承認を行なう。
- (3) 内部監査室は、自ら又は子会社の内部監査担当部門と協働して子会社に対する内部監査を実施する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が求めた場合には、監査役の業務を補助する使用人を置く。
- (2) 当該使用人の任免、異動、評価等の人事権の行使は、監査役会の意見を尊重した上で取締役会が決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会のほか、グループ営業会議に出席し、取締役及び執行役員からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- (2) 取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令、定款違反その他当社に重要な影響を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告し、また、監査役が求めた場合には、自己の職務の執行状況を随時報告する義務を負う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、連携を図り監査の実効性を確保する。

9. 信頼性のある財務報告を確保するための体制

- (1) 財務報告の作成にあたっては、法令及び公正妥当な会計基準に準拠した経理規程を定める。
- (2) 代表取締役社長は、信頼性のある財務報告を確保するための内部統制システムの整備状況及び運用状況について自ら評価し、内部統制報告書として結果報告を行うとともに、不備事項については適時に改善を実施する。

10. 反社会性勢力排除に向けた体制

当社は、コンプライアンスへの重要な取り組みとして、暴力団等の反社会勢力との関係遮断には毅然とした態度で臨む。またその旨をグループ行動規範の中に定め、全役職員への周知を徹底する。さらに、当社は、警察等関連機関を通じて不当要求等への適切な対応方法や関連情報の

収集を行い、事案発生時には、同機関や顧問弁護士と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を構築する。

